

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
花巻市内飲食店及び自動車運転代行業の皆様へ

花巻商工会議所

経営支援金(50万円)を給付します

※給付額が30万円から50万円に拡大されました。

給付金の名称	花巻市飲食店等経営支援事業支援金	
対象となる方	市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者(※)であって次の業種を営むもの(申請日時点で営業していること。)	
	飲食店	食品衛生法に基づく営業許可を受け、 <u>主たる業態が日本標準産業分類において「中分類76_飲食店」又は「中分類77_持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される中小企業者</u>
	自動車運転代行業	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定を受けている中小企業者
売上要件	令和2年11月から令和3年1月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して30パーセント以上減少している者 (申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から対象月の直近月までのいずれか1か月の売上を前年同月の売上とみなします。)	
支援金給付額	飲食店 1店舗につき50万円 自動車運転代行業 1事業者につき50万円	
申請受付日時	令和3年1月12日(火)～2月26日(金) 午前9時～午後4時 (完全予約制)※予約先電話番号は裏面参照	
※申請済みの方	既に30万円の給付で申請済みの方には、事務局より追加給付分の請求書を送付いたしますのでお早めに申請をお願い致します。	
申請場所	花巻商工会議所本所・石鳥谷支所・東和支所・大迫支所	

(※)中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人並びにNPO法人、一般社団法人、任意団体等をいいます。(下記表のとおり)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (自動車運転代行業)	5,000万円以下	100人以下

裏面へ

提出書類

書類	備考
① 申請様式 (同封の様式第1号～第5号)	様式第5号は必要な方のみ提出するものです。
② 営業を許可(認可)を受けて いることを確認できる書類	飲食店: 保健所が発行した飲食店営業 又は 喫茶店営業の許可証の写し 自動車運転代行業: 岩手県公安委員会が発行した認定証の写し
③ 令和2年11月～令和3年1月の いずれかひと月の売上が確認 できる書類	前年同月比較で30%以上減少する対象月の売上台帳等
④ ③と比較する前年同月の売上 が確認できる書類	法人の場合 (アとイいずれも) ア 直近の確定申告書別表第一の写し(1枚) イ 法人事業概況説明書2枚(両面)の写し
	個人の場合 (アとイいずれも) ア 令和元年分確定申告書第一表の写し 又は 令和2年度市県民税申告書の写し イ 前年同月比の売上が確認できる書類の写し 青色申告:青色申告決算書 白色申告:売上台帳等
	※対象月が令和3年1月の場合 ア 令和2年1月の売上台帳等
⑤ 確認書類	法人の場合 ア 法人登記事項証明書 又は 法人番号が分かる資料の写し (法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索 結果画面の画面印刷等)
	個人の場合 ア 本人確認書類の写し (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)
	その他団体の場合 ア 団体の概要、団体の規模が分かる資料の写し (資本金額、出資額、従業員数が要件を満たすことを 確認できる資料)
⑥ 振込先口座通帳の写し	①店番号、②口座番号、③名義(カタカナ)がわかるもの (振込先口座の通帳の表面および2面)
【2020年新規開業の場合】 税務署に提出した開業届の写し	開業届を未提出の場合は営業実態が確認できる資料 (店舗写真等)

※本支援金は課税対象：事業所得（雑収入）となります。

【お問い合わせ・申請予約受付:

花巻商工会議所本所および各支所】

●本 所:0198-23-3381 ●石鳥谷支所:0198-45-4488

●東和支所:0198-42-3155 ●大迫支所:0198-48-3230



花巻商工会議所
ホームページ